

証券コード 293A

2026年5月1日

電子提供措置の開始日 2026年4月28日

株 主 各 位

大阪府大阪市淀川区西中島六丁目7番8号

BABY JOB 株 式 会 社

代表取締役
社 長 上 野 公 嗣

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、インターネット上の当社ウェブサイト（下記記載）に掲載しておりますので、当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://baby-job.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「その他IR情報」の順に選択のうえ、「第8期（2026年2月期）定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料」の欄にて、ご確認ください。）

また、上記の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しておりますので、下記にアクセスして、銘柄名（BABY JOB）または証券コード（293A）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年5月20日（水曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月21日（木曜日）午後1時45分
 2. 場 所 大阪府大阪市淀川区西中島6丁目7番8号 11階会議室
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第8期(2025年3月1日から2026年2月28日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期(2025年3月1日から2026年2月28日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱うことといたします。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

【インターネットによるライブ配信のご案内】

1. 配信日時：2026年5月21日（木曜日）午後1時45分から株主総会終了時刻まで
2. ご視聴方法
インターネットによるライブ配信の視聴を希望される株主さまは下記、メールアドレスまでご連絡をくださいますようお願い申し上げます。当社よりご視聴用のURL等をお送りいたします。
・ご連絡先メールアドレス：bj_ir@ssmother.com
3. ご視聴に関する留意事項
 - (1) ライブ配信をご視聴の株主さまは、会社法上の株主総会出席とはならず、当日の議決権行使をインターネット参加によって行うことやご質問を含めた一切のご発言は行っていただくことはできません。事前に議決権を行使くださいますようお願いいたします。
 - (2) ご視聴は、株主さま本人のみに限定させていただきます。
 - (3) ライブ配信の撮影・録画・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
 - (4) インターネットの通信環境により、映像及び音声の乱れ、配信中断等の不具合が生じる場合があります。
 - (5) やむを得ない事情によりライブ配信を中止する場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
 - (6) インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
 - (7) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご視聴いただけない場合があります。

(添付書類)

事業報告

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の回復等により緩やかな景気回復基調で推移いたしました。米連邦準備制度理事会(FRB)の利下げの慎重姿勢により、円安圧力の継続による物価上昇の影響や米国の相互関税導入の影響等、様々な要因から先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属する保育・幼児向けサービス業界においては、共働き世帯数の増加や女性の就業率上昇により保育施設利用者数及び保育施設数の増加が続いており、2025年4月の1・2歳児の保育施設の利用率は60.9% (前年比1.6%増)と増加しております。一方で2025年の出生数は70.6万人であり、前年比2.1%減少と更なる減少が進んでおり、2025年4月の保育施設の定員充足率は88.4%(前年比0.4%減)と微減しております。

(出典：こども家庭庁・保育所等関連状況取りまとめ(令和7年4月1日)、厚生労働省・人口動態統計速報(令和7年12月分))

その為、政府は「次元の異なる少子化対策」を掲げ、2023年4月に「こども家庭庁」の設置をはじめとして、2025年3月に「こどもまんなか実行計画2025」が決定される等、今後も子育て環境の整備に向けた施策を推進されると考えております。

当社の事業に係る動きとしては、2023年1月に厚生労働省より各自治体に対し、保育施設において使用済みのおむつの処分を行うことを推奨する通達が出されており、保育・幼児向けサービスはますます重要性が増すと見込んでおります。

このような環境の中、当社は保育施設に対して、紙おむつを中心としたサブスクリプションサービスの拡充を行ってまいりました。積極的な広告宣伝や、無料キャンペーンを実施することで、当サービスの知名度は向上し、前期末と比較し、当期末における紙おむつサブスクリプションサービスの利用者が89,125名から127,773名と38,648名増加、また、契約保育施設数も7,100施設から9,300施設と2,200施設の増加(無料キャンペーン中の利用者・契約保育施設を含む。)となりました。

売上原価に関しては新規の契約保育施設数及び、有料課金契約数が大幅に増加したことにより、3月と4月のおむつ等の仕入高が増加したことで、大きく増加しております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高4,104百万円、営業利益313百万円、経常利益294百万円、親会社株主に帰属する当期純利益220百万円となりました。

なお、当社グループの報告セグメントは、子育て支援事業のみであり、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資額は、69百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア(紙おむつ等サブスクリプションサービス) 57百万円

(3) 資金調達状況

当連結会計年度において、運転資金に充当する目的として、金融機関より長期借入金として30百万円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 契約保育施設数の拡大

a 認知拡大施策の継続

紙おむつ等サブスクリプションサービスにおいて、仕入先であるメーカーや卸店は大手企業であり、そのブランド力をベースに、紙おむつ等サブスクリプションサービスの卒園者による口コミ・SNS・ブログ等を活用した契約保護者をターゲットとするプロモーション活動を展開し、当社サービスの存在感を向上することで、契約保育施設数の更なる拡大に向けた活動を継続してまいります。

また、保育や子育ての社会課題に多角的に取り組むことで、営業活動や広報活動以外でも当社の活動を目にする機会を増やし、当社の認知度向上を図ります。

一例として、当社では代表の上野公嗣を主催者とし、保育施設でのおむつの持ち帰り問題の啓発活動及び国・自治体への提言を行う「保育園からおむつの持ち帰りをなくす会」という任意団体を運営し、全国調査や広報活動に取り組んでおります。

こうした活動を通じて、保育業界や自治体の担当者レベルへの当社及び当社提供サービスの認知度拡大を進めてまいります。

b 自治体営業の強化

公立保育施設での紙おむつ等サブスクリプションサービスの導入を促進いたします。具体的には自治体との連携協定や試験導入等の導入プログラムを確立し、さらに他の自治体の導入事例を積極的に外部配信することで、自治体の導入ハードルを下げ、採用率を高めることを目指してまいります。

公立保育施設へのアプローチに際しては、公立施設開拓向けの専任スタッフを設置し、自治体主催の保育施設向け説明会を実施する等の活動を実施してまいります。

また、導入が決まった自治体に関しては、公立保育施設への導入による波及効果を活かして私立保育施設での導入も推進できるよう、自治体導入を活かした営業活動を行ってまいります。

② 紙おむつ等サブスクリプションサービス専売品及び保育関連商材のクロスセル強化による付加価値の向上

2024年9月より仕入先であるユニ・チャーム株式会社と協働し、保育士の使いやすさを追求した手ぶら登園専用おむつ(PB商品)の提供を開始し、付加価値の向上を図ってまいります。

さらに保育施設で利用されている紙おむつやおしりふき以外のアイテムに関してもサブスクリプションサービス(追加オプション)を提供し、顧客単価向上を図ります。追加オプションについては、2022年からはお昼寝用コットシーツの提供を開始しており、2023年には食食用エプロン・手口ふきの提供を開始しております。

今後は、営業やカスタマーサポートを中心に、保育施設へ紙おむつやおしりふき以外のアイテム提案を強化し、それらアイテムのサブスクリプションサービスが利用できる園を増やしてまいります。

現状ARPU(一人当たりの平均売上金額「Average Revenue Per User」)は2,500円前後で推移しておりますが、オプション利用者を増加させ、中期的には3,500円程度の水準を目指してまいります。

③ 契約保育施設のサポートビジネス構築

契約保育施設の課題を解決するサポート事業を立ち上げ、保育施設を対象としたビジネスの展開を進めております。

現在のところ、当該取り組み開始の端緒として、保育施設を探す段階から保護者・保育施設に使用いただける保活(子どもを保育施設に入れるために、保護者が行う活動)・園児集客サービス『えんさがそっ♪』や保育施設向けキャッシュレスサービス『誰でも決済』の提供をスタートしております。

こうしたサービスを通じて、まだ紙おむつ等サブスクリプションサービスを導入していない保育施設とのつながりを持ち、導入のきっかけを作ってまいります。

その後、保護者の時間貧困を解消するため、新たなサービスへの進出等、サービスの拡大を進めてまいります。

④ カスタマーサクセスの効率化・質向上による保護者利用率の向上

紙おむつ等サブスクリプションサービスのユーザー数拡大に伴い、導入説明や導入園からの問い合わせ数も急増することが見込まれます。オペレーションコストの削減及びオペレーションのミスの発生を防ぐために、システム開発により、オペレーションの効率化・自動化を行いつつ、保育施設に当社をより身近に感じていただくような施策を推進してまいります。

具体的には、受発注部分のシステムのさらなる改善や、紙媒体「BABY JOB通信」を定期的に発行し、問い合わせが予測される事案や、保護者の利用率向上につながる取り組み紹介等を行ってまいります。

また、過去の紙おむつ等サブスクリプションサービス利用率が高い園、低い園等の事例から学習し、定期的に導入オペレーションを改善することで、保護者の紙おむつ等サブスクリプションサービス利用率向上に向けた取り組みを推進してまいります。

⑤ システム開発力の強化

紙おむつ等サブスクリプションサービスのオペレーションのシステム化及び新たな契約保育施設のサポートビジネスの開発スピードを上げるために、開発部門における優秀な人材の確保、育成を強化していく予定であります。

そのため当社は2022年10月にコーポレートロゴを刷新し、ビジョンを掲げることで、企業ブランディングの向上を図っております。さらに株式上場による知名度・信用力の向上に加え、採用ブランディングを強化し、企業としての魅力を高めていくことで、当社の理念に共感し、高いスキルを持った人材の採用に注力してまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務効率の向上やコーポレート・ガバナンスの強化を図るためには、更なる内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。当社は、保育施設を中心とした子育て世帯に向けたビジネス展開を実施する事業の性質上、社会的信用を得ることは必要不可欠と考えております。

そのためにも健全性の高い組織を構築し、永続的に維持していくことが、会社存続のために重要であると認識しており、今後も引き続き、経営の透明性・健全性を確保するために、内部管理体制の整備・充実に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第5期 2023年2月期	第6期 2024年2月期	第7期 2025年2月期	第8期 (当連結会計年度) 2026年2月期
売上高 (千円)	—	—	—	4,104,881
経常利益 (千円)	—	—	—	294,575
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	—	—	—	220,544
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	74.95
総資産 (千円)	—	—	—	1,525,108
純資産 (千円)	—	—	—	705,636
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	237.44

(注) 1. 第8期より連結計算書類を作成しているため、第7期以前の財産及び損益の状況については記載していません。

- 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
- 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第5期 2023年2月期	第6期 2024年2月期	第7期 2025年2月期	第8期 (当事業年度) 2026年2月期
売上高 (千円)	878,683	1,652,270	2,833,107	4,095,808
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△191,076	△117,654	117,138	322,051
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	15,414	△146,958	149,711	218,099
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	5.23	△49.89	50.83	74.12
総資産 (千円)	1,009,580	797,267	1,150,713	1,518,747
純資産 (千円)	479,775	332,816	482,527	703,347
1株当たり純資産額 (円)	△81.12	112.99	163.81	236.66

(注) 1. 第5期の1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)については、A種優先株式及びB種優先株式につき転換仮定方式に準じて株式数を、普通株式の期中平均株式数に加えて算定しております。また、2023年10月13日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2023年11月3日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式のすべてについて、会社法第178条に基づき同日付で消却しております。

- 当社は、2023年10月13日開催の取締役会決議により、2023年11月7日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
- 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
- 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
- 第5期の1株当たり純資産額については、優先株式の払込金額を控除して算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
保育第三者評価株式会社	大阪府大阪市	5百万円	100.0%	福祉サービス第三者評価事業・保育所、託児所の経営に関するコンサルティング業務等

(注) 当社の連結子会社は上記の1社であります。

(7) 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

事業	主要サービス
子育て支援事業	・ 保育施設で利用するおむつのサブスクリプション事業 ・ 保育施設向け商品の販売

(8) 主要な営業所 (2026年2月28日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	大阪府大阪市淀川区
東京事務所	東京都千代田区

② 子会社

名称	所在地
保育第三者評価株式会社	大阪府大阪市淀川区

(9) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
95名	—

(注) 1. 第8期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比数値は記載しておりません。

2. 従業員数は正社員人数であり、契約社員、臨時従業員(派遣社員・アルバイト・パート)は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
95名	13名増	36.4歳	2.7年

(注) 1. 従業員数は正社員人数であり、契約社員、臨時従業員(派遣社員・アルバイト・パート)は含んでおりません。

2. 従業員数の増加の主な要因は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(10) 主要な借入先 (2026年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社山陰合同銀行	51,064 千円
株式会社池田泉州銀行	39,171
株式会社伊予銀行	37,500
株式会社みずほ銀行	35,839
株式会社紀陽銀行	29,500
株式会社南都銀行	28,012
株式会社りそな銀行	10,036

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株式は、2025年12月26日に福岡証券取引所 Fukuoka PRO Marketに上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項 (2026年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式の総数 11,782,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,945,580株 (自己株式4,940株を含む)
- (3) 株主数 25名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
Cordial株式会社	1,100,000 株	37.41 %
上野公嗣	844,220	28.71
DIMENSION投資事業有限責任組合	178,160	6.06
ユニ・チャーム株式会社	155,780	5.30
イノベーションディスカバリー1号投資事業有限責任組合	118,770	4.04
株式会社こどもの森	110,000	3.74
SMBCベンチャーキャピタル6号投資事業有限責任組合	59,390	2.02
関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合	59,380	2.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口T6K157001)	50,500	1.72
株式会社コドモン	48,000	1.63

(注) 持株比率は自己株式4,940株を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称		第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
発行決議日		2023年1月23日	2025年7月9日
新株予約権の数		500個	300個
新株予約権の目的である株式の種類及び数		当社普通株式 5,000株	当社普通株式 30,000株
新株予約権の発行価額		無償とする	無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり 8,419円 (1株当たり842円)	新株予約権 1個当たり 95,000円 (1株当たり950円)
新株予約権の行使期間		自 2025年3月1日 至 2032年12月31日	自 2027年7月11日 至 2034年7月10日
新株予約権の主な行使条件		(注)3	(注)4
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等 委員を除 く)	取締役 (社外取締役 を除く)	—
		社外取締役	1名
	取締役(監査等委員)	—	3名

(注) 1. 第2回新株予約権

当社は、2023年10月13日開催の取締役会決議により、2023年11月7日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っており、上記記載の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価額」は、調整後の内容となっております。

2. 第2回新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

3. 第3回新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

名称		第3回 新株予約権
発行決議日		2025年7月9日
新株予約権の数		250個
新株予約権の目的である株式の種類及び数		当社普通株式 25,000株
新株予約権の発行価額		無償とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり 95,000円 (1株当たり950円)
新株予約権の行使期間		自 2027年7月11日 至 2034年7月10日
新株予約権の主な行使条件		(注)1
使用人等への 交付状況	当社使用人	2名
	社外協力者	1名

(注)1. 第3回新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2026年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上野 公嗣	保育第三者評価株式会社 代表取締役
取締役※	前田 効多郎	社会福祉法人檸檬会 理事長
取締役※	大野 麻衣子	株式会社MCG Partners 代表取締役
取締役※	米ノ井 克司	SeedArts株式会社 代表取締役
取締役※	佐々木 久美子	—
取締役※ (常勤監査等委員)	小田切 智美	京阪神ビルディング株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社シナプスイノベーション 社外取締役
取締役※ (監査等委員)	和氣 良浩	弁護士法人ブライト 代表
取締役※ (監査等委員)	黒坂 卓司	マルコ・ポーロ合同会社 代表社員 一般社団法人ベンチャー監査役協会 代表理事 株式会社NEXT STAGE 社外取締役

(注) 1. ※は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 当社は社外取締役前田効多郎氏、大野麻衣子氏、米ノ井克司氏、佐々木久美子氏及び監査等委員である取締役小田切智美氏、和氣良浩氏、黒坂卓司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役前田効多郎氏は、長年の保育園事業の豊富な運営経験及び保育園運営会社の代表取締役として経営を担ってきており、豊富な経営管理経験を有しております。
4. 取締役大野麻衣子氏は、金融機関における長年の経験があり、コーポレートガバナンスに関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。
5. 取締役米ノ井克司氏は、金融機関における長年の経験があり、コーポレートガバナンスに関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。
6. 取締役佐々木久美子氏は、IT業界での豊富な会社運営経験からITや経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。
7. 常勤取締役(監査等委員)小田切智美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する豊富な経験及び卓越した幅広い知見を有しております。
8. 取締役(監査等委員)和氣良浩氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する豊富な経験及び卓越した幅広い知見を有しております。
9. 取締役(監査等委員)黒坂卓司氏は、金融機関における長年の経験があり、コーポレートガバナンスに関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。
10. 2024年5月24日開催の定時株主総会において、小田切智美氏、和氣良浩氏、黒坂卓司氏が監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。
11. 当社は、社内における情報の的確な把握、内部監査室との十分な連携等を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査等委員である社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項等

(取締役)

当社の取締役の報酬は、基本報酬のみを支給することとしており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。個人別の報酬の額及び数については、社外取締役等で構成された、任意の指名・報酬委員会の委員長が作成した各取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の原案を指名・報酬委員会に諮問し、答申内容を踏まえて取締役会において決議しております。なお、指名・報酬委員会の委員長が各取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の原案を作成している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の客観的な評価を行うには指名・報酬委員会の委員長が最も適しているからであります。

(監査等委員である取締役)

監査等委員である取締役の報酬は、その職務の特性から、基本報酬のみを支給することとしております。監査等委員である取締役の基本報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において監査等委員である取締役の協議により決定する方針としております。

② 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2024年5月24日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内（うち、社外取締役分は30百万円以内）と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役1名）であります。

また、上記の報酬額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象とするストック・オプションの額については、2025年7月9日開催の臨時株主総会において、年額17.5百万円以内（うち、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）については5百万円以内）の範囲で付与する旨が決議されており、各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、2025年7月9日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）については350個（うち、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）については100個）とすることが、決議されております。

監査等委員である取締役の報酬額は、2024年5月24日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役3名）であります。

また、上記の報酬額とは別枠で、監査等委員である取締役を対象とするストック・オプションの額については、2025年7月9日開催の臨時株主総会において、年額10百万円以内（うち、社外取締役については10百万円以内）の範囲で付与する旨が決議されており、各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、2025年7月9日開催の臨時株主総会において、監査等委員である取締役については200個（うち、社外取締役については200個）とすることが、決議されております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会が決定しており、該当事項はありません。

④ 取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	41,638 (9,447)	40,290 (8,100)	— (—)	1,347 (1,347)	7 (4)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	18,778 (18,778)	16,083 (16,083)	— (—)	2,695 (2,695)	3 (3)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、2025年5月28日任期満了により退任した取締役（監査等委員を除く）2名の在任中の報酬等の額を含んでおります。

2. 非金銭報酬等は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額を記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

他の法人等との重要な兼職の状況につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の状況の状況」に記載のとおりであります。

当社と当該他の法人等との関係につきましては、記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	前田 効多郎	当事業年度開催の取締役会24回中24回に出席し、保育所運営法人の経営者としての豊富な経験から、適宜発言を行っております。
取締役	大野 麻衣子	取締役就任後に開催された取締役18回中18回に出席し、長年の金投資銀行における経験から金融市場・資本市場に関する豊富な見識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役	米ノ井 克司	取締役就任後に開催された取締役会16回中16回に出席し、長年のコンサルティング経験及びプライベートエクイティ領域での経験から企業価値向上、経営監督等に関する豊富な見識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役	佐々木 久美子	取締役就任後に開催された取締役会8回中8回に出席し、IT業界での豊富な会社運営経験からITや経営に関する豊富な見識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	小田切 智美	当事業年度開催の取締役会24回中24回、監査等委員会14回中14回に出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する見識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	和氣 良浩	当事業年度開催の取締役会24回中23回及び監査等委員会14回中14回に出席し、弁護士としての企業法務に関する見識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	黒坂 卓司	当事業年度開催の取締役会24回中24回、監査等委員会14回中14回に出席し、長年の信託銀行でのコーポレート・ガバナンスや会社法の豊富な見識に基づき、適宜発言を行っております。

上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

R S M清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 17,200 千円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,200 千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について適切であると判断したため、上記の金額に同意いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社とR S M清和監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断される等、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、2025年5月28日及び2026年2月13日開催の取締役会において、当社の組織改定に伴い、内部統制システムの基本方針の改定をしております。改定後の基本方針は下記のとおりであります。

【改訂内容】

2025年5月28日 組織変更に伴う所管部門等の変更及び連結子会社の設立に伴うグループ共通に関する記載の追加
2026年2月13日 組織変更に伴う所管部門等の変更

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- ② 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- ③ 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- ④ 取締役は、監査等委員会が定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
- ⑤ 取締役会による監督機能を強化し、代表取締役・執行役員を中心とする業務執行責任の明確化を図るために執行役員制度を導入する。
- ⑥ 法令等の遵守に関する規定を含む社内規程を定めて取締役及び使用人の行動規範を明確にするとともに、コンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンス意識を全社に浸透させる活動を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、株主総会、取締役会の議事録等取締役の職務執行に係る情報を適切に記録・保存・管理する体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、執行役員である管理本部長をリスク管理担当役員として任命する。リスク管理担当役員は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当役員及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- ② リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- ② 「組織規程」「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し権限委譲及び責任の明確化を図り、効率的かつ適正な職務の執行が行われる体制を構築する。
- ③ 取締役会に付議する事項のうち、あらかじめ協議を必要とする事項や代表取締役が業務を遂行するにあたり重要な業務の実施に関する事項について協議するための組織として、予算達成会議及び経営会議を設置する。
- ④ 取締役会は、取締役及び使用人が共有する全体目標として、中期経営計画及び年度計画を策定、当社グループで共有し、経営戦略を実行する。
- ⑤ 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、執行役員である管理本部長をコンプライアンス担当役員として任命する。コンプライアンス担当役員は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
- ② 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、代表取締役社長、取締役会、監査等委員会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
- ③ 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「企業行動規範」「コンプライアンス規程」を定める。
- ④ 当社グループは、コンプライアンスの違反やそのおそれがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外に匿名で相談・申告できる「内部通報窓口」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

- (6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 親会社及び子会社との緊密な連携のもと、企業集団における業務の適正を確保するための体制を構築する。
 - ② 「子会社管理規程」に基づき、子会社の管理は、管理本部長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。
 - ③ 当社の内部監査室は、グループ会社に対しても内部監査を実施して、必要に応じて内部統制システムの改善に関する助言を行うとともに、リスク管理の状況を把握する。
 - ④ グループ会社で発生したコンプライアンス上の重要な問題は、コンプライアンス委員会にて審議し、その結果を取締役に報告する。
- (7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実行性に関する事項
- ① 当社グループは、監査等委員会の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査等委員会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - ② 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮命令権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- (8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 監査等委員会は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行上の重要な会議へ出席し、当社グループにおける重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
 - ② 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、当社グループの取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。
 - ③ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査等委員会に報告する。
 - ④ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査等委員会から職務の執行に必要な事項に関して報告を求められたときは、速やかに応じる。
- (9) 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- (10) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員会の職務の遂行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - ② 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
 - ③ 監査等委員会は、必要に応じて内部監査室に対し、調査等の指示を行うことができる。
- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングをし、改善をしております。

② リスク・コンプライアンス管理体制

リスク・コンプライアンス委員会は取締役会の直属委員会であり、取締役1名並びに執行役員及び部長・室長8名により構成されております。リスク・コンプライアンス委員会は原則四半期に1回開催しており、当社におけるリスク・コンプライアンス管理に関わる取り組みを推進しております。

③ 内部監査

当社の内部監査室は2名であります。

当社は代表取締役社長の直轄組織となる内部監査室を設置しております。内部監査は、監査に当たっては各部署の業務活動全般に関して、職務分掌、職務権限、社内諸規程やリスクマネジメント、コンプライアンス等の観点から監査を行っております。監査の実施状況については、随時、代表取締役社長及び監査等委員に報告しております。内部監査で問題点が指摘された場合には、被監査部門に改善の勧告を行うとともに、改善状況の確認のための実査を実施しております。

また、内部監査室は監査等委員及び監査法人と連携し、三様監査を実施しております。

3 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現在成長段階にあると認識しており、事業拡大や組織体制整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当を実施しておりませんでした。

しかしながら、足元では業績が好調に推移しており、中長期的な収益成長の見通しを踏まえ、株主の皆様との長期的な信頼関係の構築、企業価値の持続的な成長を目的として、今回、配当の開始を決定いたしました。

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要施策として認識し、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案し、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。配当方針の変更に当たり、今後の事業展開のための人材確保及び人材教育、ならびに中長期的な事業原資のための内部留保を確保しながら、安定した配当を継続して行うべく、期末配当として配当性向10%程度を目安とすることを基本方針といたします。

また、内部留保資金につきましては、今後の事業展開を図るため、人材確保及び人材教育、ならびに中長期的な事業原資として利用していく方針であります。なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注)本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,287,271	流動負債	658,017
現金及び預金	853,833	買掛金	204,375
売掛金	416,857	1年内返済予定の長期借入金	74,125
商品	3,125	リース債務	1,145
仕掛品	5,101	未払金	127,605
貯蔵品	1,880	未払費用	50,453
その他	19,567	未払法人税等	90,755
貸倒引当金	△13,094	契約負債	1,200
固定資産	237,837	賞与引当金	23,433
有形固定資産	17,764	その他	84,922
建物及び構築物	12,568	固定負債	161,455
工具、器具及び備品	1,526	長期借入金	156,996
リース資産	3,669	リース債務	2,892
無形固定資産	131,715	長期未払金	1,566
ソフトウェア	113,831	負債合計	819,472
ソフトウェア仮勘定	15,775	(純資産の部)	
その他	2,108	株主資本	698,223
投資その他の資産	88,357	資本金	100,000
敷金及び保証金	43,312	資本剰余金	574,312
長期前払費用	1,057	利益剰余金	28,604
繰延税金資産	43,987	自己株式	△4,693
		新株予約権	7,412
		純資産合計	705,636
資産合計	1,525,108	負債及び純資産合計	1,525,108

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,104,881
売 上 原 価		2,580,996
売 上 総 利 益		1,523,885
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,210,426
営 業 利 益		313,458
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,528	
受 取 手 数 料	361	
補 助 金 収 入	500	
そ の 他	94	2,484
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,819	
支 払 手 数 料	2,042	
上 場 関 連 費 用	15,506	21,367
経 常 利 益		294,575
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	125	125
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		294,449
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	90,985	
法 人 税 等 調 整 額	△17,079	73,905
当 期 純 利 益		220,544
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		220,544

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	574,312	△191,784	—	482,527
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	220,544	—	220,544
自己株式の取得	—	—	—	△4,693	△4,693
連結範囲の変動	—	—	△155	—	△155
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	220,388	△4,693	215,695
当期末残高	100,000	574,312	28,604	△4,693	698,223

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	—	482,527
当期変動額		
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	220,544
自己株式の取得	—	△4,693
連結範囲の変動	—	△155
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7,412	7,412
当期変動額合計	7,412	223,108
当期末残高	7,412	705,636

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

当社グループは当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。
連結計算書類作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称 保育第三者評価株式会社

なお、保育第三者評価株式会社については、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結子会社に含めることとしております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

(4) 支配が一時的であることと認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ 商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

ロ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

ハ 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～15年

工具、器具及び備品 2～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスに関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、履行義務充足後の支払い条件は、概ね1ヶ月以内に決済されており、重要な金融要素はありません。

紙おむつ等サブスクリプションサービス

保育施設に子どもを預ける保護者に対して、紙おむつ等のサブスクリプションサービスを提供しております。紙おむつ等サブスクリプションサービスにおける収益は、月額基本使用料収入となります。月額基本使用料収入は、顧客に対して契約に基づいたサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断していることから、サービス提供時点で定額料金に基づき収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	17,764	千円
無形固定資産	131,715	千円
減損損失	—	千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産をグルーピングし、グルーピングごとに減損の兆候の判定を行い、減損の兆候がある資産又は資産グループがある場合は、当該資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が当該資産又は資産グループの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上することとしております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

回収可能価額の見積りの検討においては、将来キャッシュ・フローの前提となる「中期経営計画」を基礎としており、主要な仮定は、主にサービスの契約件数の予測に基づいた売上高及び営業利益であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の見積りや仮定には不確実性があり、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	43,987	千円
--------	--------	----

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性の判断基準については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異等に対して、将来の税金負担を軽減することができる範囲内で計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている、企業の分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の回収見込年度のスケジュールリングに用いられる仮定に依存します。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは「中期経営計画」を基礎としており、主要な仮定は主にサービスの契約件数の予測に基づいた売上高及び営業利益であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、事業計画や市場環境の変化により、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,726 千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,945,580株

2. 剰余金の配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,054	7.50	2026年2月28日	2026年5月22日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

第1回新株予約権(2020年1月10日臨時株主総会決議) 普通株式 120,000株

第2回新株予約権(2023年1月23日臨時株主総会決議) 普通株式 127,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に金融機関からの借入による方針であります。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

借入金には資金繰計画に照らして必要な資金を金融機関からの借入により調達したものであり、このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクにさらされております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、営業管理部門及び財務部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を一定水準以上に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金 *2	231,122	231,055	△67
負債計	231,122	231,055	△67

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	231,055	—	231,055
負債計	—	231,055	—	231,055

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

帳簿価額と時価がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務を除く1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、リスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、子育て支援事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
紙おむつ等サブスクリプションサービス	3,975,417
その他	129,463
顧客との契約から生じる収益	4,104,881
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,104,881

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 期末残高
顧客との契約から生じた債権	266,761	416,857
契約負債	1,377	1,200

契約負債は、顧客から受け取った前受金等のうち、当連結会計年度末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は収益の認識に伴って取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,377千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記対象に含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	237円44銭
1 株当たり当期純利益	74円95銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,280,910	流 動 負 債	653,945
現 金 及 び 預 金	846,133	買 掛 金	204,375
売 掛 金	416,857	1年内返済予定の長期借入金	74,125
商 品	3,125	リ ー ス 債 務	1,145
仕 掛 品	4,643	未 払 金	126,758
貯 蔵 品	1,860	未 払 費 用	49,565
前 払 費 用	15,541	未 払 法 人 税 等	90,680
そ の 他	5,844	賞 与 引 当 金	22,773
貸 倒 引 当 金	△13,094	そ の 他	84,521
固 定 資 産	237,837	固 定 負 債	161,455
有 形 固 定 資 産	17,764	長 期 借 入 金	156,996
建 物	12,568	リ ー ス 債 務	2,892
工 具、器 具 及 び 備 品	1,526	長 期 未 払 金	1,566
リ ー ス 資 産	3,669	負 債 合 計	815,400
無 形 固 定 資 産 産	131,715	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	113,831	株 主 資 本	695,934
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	15,775	資 本 金	100,000
そ の 他	2,108	資 本 剰 余 金	574,312
投 資 そ の 他 の 資 産	88,357	資 本 準 備 金	321,004
関 係 会 社 株 式	0	そ の 他 資 本 剰 余 金	253,308
敷 金 及 び 差 入 保 証 金	43,312	利 益 剰 余 金	26,315
長 期 前 払 費 用	1,057	そ の 他 利 益 剰 余 金	26,315
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	20,000	繰 越 利 益 剰 余 金	26,315
繰 延 税 金 資 産	43,987	自 己 株 式	△4,693
貸 倒 引 当 金	△20,000	新 株 予 約 権	7,412
		純 資 産 合 計	703,347
資 産 合 計	1,518,747	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,518,747

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,095,808
売上原価		2,577,502
売上総利益		1,518,305
販売費及び一般管理費		1,178,528
営業利益		339,777
営業外収益		
受取利息	1,563	
受取手数料	1,525	
補助金収入	500	
その他	54	3,642
営業外費用		
支払利息	3,819	
支払手数料	2,042	
上場関連費用	15,506	21,367
経常利益		322,051
特別損失		
固定資産除却損	125	
関係会社株式評価損	9,999	
関係会社貸倒引当金繰入額	20,000	30,125
税引前当期純利益		291,926
法人税、住民税及び事業税	90,906	
法人税等調整額	△17,079	73,826
当期純利益		218,099

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	321,004	253,308	574,312	△191,784	△191,784	—	482,527
当期変動額								
当期純利益	—	—	—	—	218,099	218,099	—	218,099
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△4,693	△4,693
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	218,099	218,099	△4,693	213,406
当期末残高	100,000	321,004	253,308	574,312	26,315	26,315	△4,693	695,934

	新株予約権	純資産 合計
当期首残高	—	482,527
当期変動額		
当期純利益	—	218,099
自己株式の取得	—	△4,693
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	7,412	7,412
当期変動額合計	7,412	220,819
当期末残高	7,412	703,347

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

③ 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～15年

工具、器具及び備品 2～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスに関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、履行義務充足後の支払い条件は、概ね1ヶ月以内に決済されており、重要な金融要素はありません。

紙おむつ等サブスクリプションサービス

保育施設に子どもを預ける保護者に対して、紙おむつ等のサブスクリプションサービスを提供しております。紙おむつ等サブスクリプションサービスにおける収益は、月額基本使用料収入となります。月額基本使用料収入は、顧客に対して契約に基づいたサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断していることから、サービス提供時点で定額料金に基づき収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	17,764	千円
無形固定資産	131,715	千円
減損損失	—	千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	43,987	千円
--------	--------	----

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	4,726	千円
2. 関係会社に対する金銭債権	2,119	千円
3. 関係会社に対する金銭債務	—	千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

1. 営業取引による取引高

① 売上高	—	千円
② 販売費及び一般管理費	14,336	千円

2. 営業取引以外の取引による取引高	1,196	千円
--------------------	-------	----

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数

普通株式 4,940株

税効果会計関係に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	1,180	千円
未払事業税	9,644	〃
賞与引当金	7,868	〃
貸倒引当金	10,820	〃
関係会社株式評価損	3,539	〃
貸上げ促進税制の税額控除	29,213	〃
その他	942	〃
繰延税金資産小計	63,208	〃
評価性引当額	△19,220	〃
繰延税金資産合計	43,987	〃
繰延税金負債合計	—	〃
繰延税金資産純額	43,987	〃

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	保育第三者評価株式会社	(所有) 直接100%	役員の兼務 資金の貸借 管理業務の受託 従業員の出向	資金の貸付	20,000	関係会社 長期貸付金	20,000
				利息の受取	53	未収利息	—
				管理業務の 受託等、出 向者負担金 の受取	15,480	未収入金	2,119

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 関係会社長期貸付金に対して、当事業年度に20,000千円の貸倒引当金繰入額及び20,000千円の貸倒引当金を計上しております。

(注3) 管理業務の受託については、業務内容を勘案し契約により決定しております。

(注4) 出向者負担金の受取については、出向者に係る人件費相当額によっております。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	236円66銭
1株当たり当期純利益	74円12銭

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年4月24日

BABY JOB 株式会社
取締役会 御中

RSM清和監査法人
神戸事務所

指 定 社 員 公認会計士 坂井 浩史
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 材井 貴士
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、BABY JOB株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BABY JOB株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。

監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2026年4月24日

BABY JOB 株式会社
取締役会 御中

RSM清和監査法人
神戸事務所

指 定 社 員 公認会計士 坂井 浩史
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 材井 貴士
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、BABY JOB株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、内部監査部門から子会社の監査の結果について報告を受けるとともに、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について、監査計画、期中レビュー結果及び期末監査結果等の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（企業会計審議会）等」に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月27日

BABY JOB株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小田切 智 美 ㊟

監査等委員 和 氣 良 浩 ㊟

監査等委員 黒 坂 卓 司 ㊟

(注) 監査等委員小田切智美、和氣良浩及び黒坂卓司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要施策として認識し、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案し、中長期的な事業原資のための内部留保を確保しながら安定した配当を継続して行うべく、期末配当として配当性向10%程度を目安とすることを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては次のとおりであります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金7円50銭といたします。
なお、この場合の配当総額は22,054,466円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年5月22日といたします。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会の終結をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）である上野公嗣、佐々木久美子、前田効多郎、大野麻衣子、米ノ井克司の5名が任期満了となります。つきましては、5名の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、指名報酬委員会の答申にもとづき、取締役会にて決定したものです。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日) 取締役会 出席回数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">上野公嗣 (1978年7月15日生) 26回 / 26回 (100.0%)</p>	<p>2003年4月 ユニ・チャーム㈱入社</p> <p>2012年5月 ㈱S・S・M (現:ぬくもりのおうち保育㈱) 設立</p> <p>2014年11月 同社 代表取締役社長</p> <p>2015年11月 (一社)子育てママの応援ぷらっとホーム 代表理事</p> <p>2016年8月 保育ICT㈱ 代表取締役</p> <p>2018年7月 SSMotherホールディングス㈱ 設立 代表取締役</p> <p>2018年10月 当社 設立 代表取締役社長</p> <p>2019年2月 当社 会長</p> <p>2019年2月 ぬくもりのおうち保育㈱ 代表取締役会長</p> <p>2019年7月 当社 代表取締役会長</p> <p>2020年2月 ㈱上野公嗣事務所 (現:Cordial㈱) 設立 代表取締役 (現任)</p> <p>2021年3月 ぬくもりのおうち保育㈱ 代表取締役社長</p> <p>2021年5月 当社 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2022年6月 特定非営利活動法人全国小規模保育協議会 理事長</p> <p>2023年2月 (一社)こどもDX推進協会 理事</p> <p>2024年7月 特定非営利活動法人全国小規模保育協議会 副理事長 (現任)</p> <p>2025年1月 保育第三者評価㈱ 代表取締役会長</p> <p>2026年1月 保育第三者評価㈱ 代表取締役社長 (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 当社の創業者であり、代表取締役として経営を担ってきた実績、業界における幅広いネットワーク、並びに経営全般における豊富な見識や職務経験を有し、グループ全体の監督を適切に行うとともに、当社グループのさらなる企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	844,220 株

2	<p style="text-align: center;"> 再任 佐々木 久美子 (1972年12月13日生) 9回 / 9回 (100.0%) </p>	<p>1995年8月 (株)富士通九州システムエンジニアリング 入社</p> <p>1998年8月 (株)ケイズコンピューティング 入社</p> <p>2001年9月 (株)アイキューブドシステムズ 入社</p> <p>2004年2月 (株)アイキューブドシステムズ 常務取締役</p> <p>2011年7月 (株)クリップエンターテイメント (現:(株)グルーヴノーツ) 設立 代表取締役 就任</p> <p>2012年4月 (株)グルーヴノーツ 代表取締役会長</p> <p>2023年9月 (株)グルーヴノーツ 取締役会長</p> <p>2025年10月 (株)KUMI Lab 設立 代表取締役 (現任)</p> <p>2025年11月 当社 社外取締役</p> <p>2026年3月 当社 取締役 (現任)</p> <p>2026年4月 タカトリグループホールディングス(株) 社外取締役 (現任)</p>	-
		<p>取締役候補者とした理由</p> <p>長年にわたるIT業界での豊富な会社運営経験からITや経営に関する幅広い知識を有しており、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たすことが期待できるものとし、社外取締役候補者といたしました。</p>	

3	<p style="text-align: center;">[再任]</p> <p style="text-align: center;">前田 効多郎 (1971年12月22日生) 26回 / 26回 (100.0%)</p>	<p>2000年11月 (株)れもんケア設立 代表取締役</p> <p>2005年12月 同社 会長</p> <p>2006年7月 フォーキッズ(株) (現:C2CTwinkleAcademy) 代表取締役</p> <p>2007年2月 社会福祉法人檸檬会 理事長 (現任)</p> <p>2013年2月 HOWDY LEMON JAPAN INC. 取締役 (現任)</p> <p>2017年9月 (株)アクティブ・ラーニング・アカデミー 取締役 (現任)</p> <p>2017年10月 (株)SUGINOHARA ORIGAMI ACADEMY 取締役</p> <p>2020年2月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>2020年4月 (株)A-Z 取締役</p> <p>2020年8月 (株)ゼンシン 監査役</p> <p>2022年1月 (一社)和歌山イノベーションベース 代表理事 (現任)</p> <p>2022年3月 (株)NewDimension 代表取締役 (現任)</p> <p>2022年8月 (一社)児童発達支援研究機構 理事 (現任)</p> <p>2022年9月 社会福祉連携推進法人あたらしい保育イニシアチブ 代表理事 (現任)</p> <p>2022年11月 (株)LP 代表取締役</p> <p>2022年12月 大阪資産管理(株) 代表取締役</p> <p>2024年4月 (一社)ソーシャルインクルージョンパートナーズ 代表理事 (現任)</p> <p>2024年10月 (株)ユナイテッドマジック 代表取締役 (現任)</p> <p>2025年11月 (一社)日本AI機構 監事 (現任)</p> <p>2026年1月 (株)Globalsound 代表取締役 (現任)</p>	6,920株
		<p>取締役候補者とした理由</p> <p>長年の保育園事業の豊富な運営経験及び保育園運営会社の代表取締役として経営を担ってきており、その豊富な経験を活かして当社の経営の監督とチェックに活かしてもらえると期待できるものとし、引き続き社外取締役候補者といいたしました。</p>	
4	<p style="text-align: center;">[再任]</p> <p style="text-align: center;">大野 麻衣子 (1980年8月29日生) 19回 / 19回 (100.0%)</p>	<p>2005年4月 ゴールドマンサックス証券(株) 入社</p> <p>2009年4月 KPMGヘルスケアジャパン(株) 入社</p> <p>2010年5月 メリルリンチ日本証券(株) (現:BofA証券(株)) 入社</p> <p>2024年3月 (株)トライトキャリア 取締役 (株)トライトエンジニアリング 取締役 (株)トライト 社外取締役</p> <p>2024年8月 (株)MCG Partners 代表取締役 (現任)</p> <p>2025年5月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>2025年5月 (株)ナンバーナイン 社外取締役 (現任)</p> <p>2025年12月 ホワイトエッセンス(株) 社外取締役 (現任)</p>	-
		<p>取締役候補者とした理由</p> <p>長年にわたる投資銀行における経験から金融市場・資本市場に関する幅広い知見を有しており、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たすことが期待できるものとし、社外取締役候補者といいたしました。</p>	

5	<p style="text-align: center;">再任 米ノ井克司 (1983年11月2日生) 17回 / 17回 (100.0%)</p>	<p>2007年4月 トーマツコンサルティング㈱ (現:デロイトトーマツコンサルティング合同会社) 入社</p> <p>2011年1月 ㈱ボストンコンサルティンググループ 入社</p> <p>2017年5月 CLSAキャピタルパートナーズジャパン㈱ (現:サンライブキャピタル㈱) 入社</p> <p>2018年3月 ㈱ユニメイト 監査役</p> <p>2019年4月 ㈱ワールドパーティー 取締役 ㈱ブルーム 取締役</p> <p>2021年6月 ㈱ブルーム 代表取締役 ㈱アシスト (現:㈱LiPLUSホールディングス) 取締役 Earth Technology Group㈱ 監査役 Earth Technology㈱ 監査役</p> <p>2022年3月 ㈱ティーエフホールディングス 取締役 ㈱タスク・フォース 代表取締役 ㈱タスク・フォース ミテラ 代表取締役 合同会社トリプルユー (現:㈱タスク・フォース) 業務執行社員 合同会社ビリーフード (現:㈱タスク・フォース) 業務執行社員</p> <p>2023年6月 Earth Technology Group㈱ 取締役</p> <p>2024年10月 ㈱Trunk1 代表取締役 Billホールディングス㈱ 代表取締役 ㈱東海鋳機 取締役</p> <p>2024年12月 ㈱タスク・フォース 取締役 ㈱タスク・フォース ミテラ 取締役</p> <p>2025年7月 当社 社外取締役 (現任) SeedArts㈱ 代表取締役 (現任) スリーエスキャピタル㈱ 入社 (現任)</p>	-
		<p>取締役候補者とした理由</p> <p>長年にわたるコンサルティング経験及びプライベートエクイティ領域での経験から企業価値向上、経営監督等に関する幅広い知見を有しており、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たすことが期待できるものとし、社外取締役候補者といたしました。</p>	

- (注) 1. 大野麻衣子氏の戸籍上の氏名は、露崎麻衣子であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 前田効多郎氏、大野麻衣子氏、米ノ井克司氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、社外取締役前田効多郎氏、大野麻衣子氏、米ノ井克司氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、同氏が原案どおり、取締役に就任された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 候補者が所有する当社株式数は、2026年2月28日最終の株主名簿の記載によります。
6. 佐々木久美子氏の取締役会出席状況は、2025年11月1日の就任以降に開催された取締役会を対象としております。
7. 大野麻衣子氏の取締役会出席状況は、2025年5月28日の就任以降に開催された取締役会を対象としております。
8. 米ノ井克司氏の取締役会出席状況は、2025年7月1日の就任以降に開催された取締役会を対象としております。

以上

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会の終結をもって、監査等委員である取締役である小田切智美、和氣良浩、黒坂卓司の3名が任期満了となります。つきましては、新任候補者を含む4名の監査等委員である取締役の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	<p style="text-align: center;">[再任]</p> <p>小 田 切 智 美 (1972年4月28日生) 26回 / 26回 (100.0%)</p>	<p>2000年10月 朝日監査法人（現：有限責任 あずさ監査法人）入所</p> <p>2004年5月 公認会計士登録</p> <p>2019年8月 タンゴヤ(株)（現：グローバルスタイル(株)）常勤監査役</p> <p>2022年5月 小田切智美公認会計士事務所 設立 代表（現任）</p> <p>2022年7月 当社 社外監査役（現任）</p> <p>2022年7月 (株)シナプスイノベーション 社外取締役</p> <p>2024年5月 当社 取締役監査等委員（現任）</p> <p>2025年6月 京阪神ビルディング(株) 社外取締役監査等委員（現任）</p>	-
<p>監査等委員である取締役候補者とした理由</p> <p>公認会計士であり、財務及び会計に関する豊富な知識を有している事から、当社に有用な助言を頂けるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>			
2	<p style="text-align: center;">[再任]</p> <p>和 氣 良 浩 (1979年5月7日生) 25回 / 26回 (96.2%)</p>	<p>2006年10月 弁護士登録、勤務弁護士として弁護士業務に従事</p> <p>2009年4月 独立開業</p> <p>2015年1月 弁護士法人和氣綜合（現：弁護士法人ブライト）設立、法人化 代表（現任）</p> <p>2018年10月 (株)Code-R 設立 代表取締役（現任）</p> <p>2019年2月 (株)HEROS 取締役</p> <p>2020年2月 (株)HEROS 代表取締役（現任）</p> <p>2024年2月 当社 社外取締役</p> <p>2024年5月 当社 取締役監査等委員（現任）</p>	-
<p>監査等委員である取締役候補者とした理由</p> <p>弁護士であり、コンプライアンス及びガバナンスに関する豊富な知識を有している事から、当社に有用な助言を頂けるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>			

3	<p style="text-align: center;"> 再任 黒坂卓司 (1974年8月1日生) 26回 / 26回 (100.0%) </p>	<p>1998年4月 日本信託銀行(株) (現:三菱UFJ信託銀行(株)) 入社</p> <p>2021年4月 マルコ・ポーロ合同会社 設立 代表社員 (現任)</p> <p>2021年11月 (株)NEXT STAGE 社外取締役 (現任)</p> <p>2022年5月 (一社)ベンチャー監査役協会 設立 代表理事 (現任)</p> <p>2022年6月 空き家活用(株) 社外監査役 (現任)</p> <p>2022年7月 当社 社外監査役</p> <p>2022年8月 (株)バイオーム 社外監査役 (現任)</p> <p>2022年11月 (株)大都 社外監査役</p> <p>2023年9月 (株)レスタス 社外監査役 (現任)</p> <p>2024年3月 (一社)ないかんMeetup 設立 代表理事 (現任)</p> <p>2024年5月 当社 取締役監査等委員 (現任)</p> <p>2025年10月 (株)ルネッサンス・エナジー・リサーチ 社外取締役 (現任)</p>	-
		<p>監査等委員である取締役候補者とした理由</p> <p>三菱UFJ信託銀行(株)において第一線で活躍された経験からガバナンスに関する豊富な知識を有している事から、当社に有用な助言を頂けるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>	
4	<p style="text-align: center;"> 新任 宮田朋典 (1974年8月22日生) - / - </p>	<p>1995年4月 (株)ベイオーク 入社</p> <p>2013年9月 (株)ウィルウェイホールディングス 入社</p> <p>2022年6月 当社 入社</p>	-
		<p>監査等委員である取締役候補者とした理由</p> <p>長年にわたる経理部門での豊富な実務経験を有しており、当社の事業内容にも精通していることから、適切な監査の実施に適任であり、監査等委員会監査体制の強化が図れるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>	

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 小田切智美氏、和氣良浩氏、黒坂卓司氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 当社は監査等委員である社外取締役小田切智美氏及び監査等委員である社外取締役黒坂卓司氏及び監査等委員である社外取締役和氣良浩氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が原案どおり、監査等委員である取締役に就任された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4. 候補者が所有する当社株式数は、2026年2月28日最終の株主名簿の記載によります。